

1. 事業の概要

自治体を対象に実施している地下水汚染事例アンケート調査等では、ガソリンスタンド（貯油事業場）からの漏洩等が原因と思われる、油類による地下水汚染が多数報告されているものの、油類による地下水汚染の実態については、正確には把握されていない。

また、貯油施設については、水質汚濁防止法の事故時の措置の対象であるものの、地下浸透規制及び浄化措置命令の対象外であること等から、これまで十分な対策が講じられてこなかった。

このような現状に鑑み本調査では、

(1) 油類による地下水汚染の実態把握

自治体及び、ガソリンスタンド業者にアンケート及びヒアリングを実施し、地下水汚染のリスクに応じ、現地調査対象を絞り、施設調査及び分析を実施する。また、漏えいの経緯、汚染物質の挙動を把握する。

(2) 油汚染の未然防止策の検討

地下水汚染の早期発見に資する技術、設備などの簡易なモニタリング手法を検討する。未然防止対策についても併せて検討する。

(3) 油汚染を含む調査対策指針の策定

事業者による調査対策を推進するため、油類による地下水汚染にかかる調査対策手法をとりまとめる。とりまとめにあたっては、平成10年度に策定した「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針運用基準」（土壌部分は平成15年にすでに廃止）について、新たな知見にもとづき整理し、最新の調査対策手法と浄化技術を盛り込むとともに、併せて、新たに油汚染の調査対策手法を示すことにより、総合的な地下水調査対策指針及びその運用基準を策定することとする。

2. 事業計画

調査項目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
油類による地下水汚染の実態把握	←		→
油汚染の未然防止策の検討		←	→
油汚染を含む調査対策指針の策定	←		→

3. 施策の効果

油類による地下水汚染の実態を把握し、早期発見、未然防止の手法を示すことで、効果的なモニタリングが推進され、また、新たな指針の策定により、自治体・事業者による地下水汚染の効果的な調査・対策が推進されることから、人の健康被害の防止や地下水質環境の保全が図られる。

油汚染等地下水汚染対策調査

背景

油類による地下水汚染の報告多数

しかし

（水質汚濁防止法による規制は不十分…）
実態把握、調査、対策が進んでいない

【設置届出（第5条）】

貯油施設（タンク）届出対象外

【事故時の措置（第14条の2）】

汚染拡散防止が目的、浄化は対象外

【浄化措置命令（第14条の3）】

発動要件を満たさない

課題

油類による地下水の汚染実態及び地下水汚染の挙動の把握

自主的なモニタリングの推進（調査が進まず汚染発見が遅れる傾向）

浄化等の対策の推進（自主的取組に委ねられており対策が進んでいない）

油類による地下水汚染対策の検討

油類による地下水汚染の全国的な実態把握調査

油類による地下水汚染の調査対策指針策定

油類汚染の未然防止策の検討

効果

油類による地下水汚染の未然防止と早期発見による汚染拡散防止が図られる